

酸素欠乏症の危険性

作業エリアの安全管理における酸素欠乏に対するガス検知器をご提案いたします。

酸素欠乏とは、酸素欠乏症等防止規則第二条にて「空気中の酸素の濃度が十八パーセント未満である状態の空気を吸入することにより生ずる症状が認められる状態」とされており、第一種、および第二種酸素欠乏危険作業を実施前に、酸素濃度を測定する事が義務づけられています。弊社では、作業エリアに応じて安全管理に有効なガス検知器をご提案可能です。

酸欠事故防止のために、ぜひ理研計器のガス検知器をご活用ください。また、酸素以外の危険性も同時に検知可能な製品など、様々なガス検知器がございますので、詳細はご相談ください。

酸素濃度に対する人体への影響



ここがポイント!

- ✓ OX-08
 - → 延長ケーブルにより、30mまでの 遠隔測定が可能。
- ✓ OX-600
 - → AC、DC、及び、乾電池の3タイプの 電源に対応。センサ交換も容易です。
- ✓ 04シリーズ, GW-3シリーズ
 - → 作業エリアでの個人携帯用として。

投込式 ポータブル酸素モニター

Model: OX-08

小型酸素モニター

Model: **OX-600**

ポータブルガスモニター

ポータブルガスモニター

Model: 04 シリーズ Model: GW-3 シリーズ









理研計器株式会社

【営業本部】

〒174-8744 東京都板橋区小豆沢2-7-6

TEL: 0570-001939

詳しい内容はお近くの営業所まで https://www.rikenkeiki.co.jp/

